

令和2年度産山村における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

令和2年6月1日策定

1 策定趣旨

平成25年4月1日に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」が施行された。村が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達について、障害者優先調達推進法第9条に基づき令和2年度産山村における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を策定し、本村における障害者優先調達の一層の推進を図る。

2 適用範囲

本方針は、村が発注する物品等の調達について、予算の適正な執行に配慮し適用する。

3 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、次のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等
 - ア 就労継続支援事業所（A型、B型）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所
 - （下記の(1)から(3)までの要件を全てを満たすもの）
 - (1)障害者の雇用者数が5人以上
 - (2)障害者の割合が従業員の20%以上
 - (3)雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

4 調達する品目等の種類

特に分野を限定することなく、可能な限り調達に努める。

5 基本的な考え方

- (1) 障害者優先調達の推進については、全庁的に取り組むものとする。
- (2) 予算の適正な執行に留意しつつ、調達の推進に配慮するよう努めるものとする。
- (3) 物品等の調達に当たっては、村内を優先し、可能な限り県内の障害者就労施設等からの調達に努めるものとする。
- (4) 共同受注窓口を介した調達は、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うこと。

6 推進体制

(1) 調達の方法

各課が調達を円滑に進めることができるよう、健康福祉課は障害者就労施設等の提供可能な物品等の情報を各課に提供する。

各課はその情報に基づいて障害者就労施設等から直接調達する。

(2) 調達実績の取りまとめ及び公表

本推進方針に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達実績の概要について毎年度終了後に取りまとめ、公表する。

7 調達の目標

令和2年度の調達目標は600千円とする。

8 その他

物品等の調達のほか、障害者就労施設等の役場庁舎内の物品の販売や村及び関係団体等が実施するイベント等での販売スペースの確保など、販売機会の確保及び村民等へのPRの推進にも努めることとする。